

要　望　書

全国市議会議長会は、地方行政関連施策についての要望を別紙のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成23年11月

全　国　市　議　会　議　長　会
会　長　関　谷　博
(下関市議会議長)

全国市議会議長会地方行政委員会
委員長　西　村　芳　成
(香美市議会議長)

目 次

1. 地方分権改革の推進について	1
2. 地方議会の機能強化等について	4
3. 消防防災体制の充実強化について	8
4. 過疎地域の自立促進について	10
5. 合併市町村に対する支援の拡充について	12
6. 基地対策関係予算の確保等について	14
7. 治安対策の強化等について	16
8. 北方領土返還について	18
9. 人権救済制度の確立について	20

1. 地方分権改革の推進について

去る4月28日、地方六団体が早期成立を強く求めてきた「国と地方の協議の場に関する法律」など、いわゆる地域主権改革関連三法が成立し、さらに、8月26日には、義務付け・枠付けの第2次見直し分と都道府県から基礎自治体への権限移譲を内容とする「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第2次一括法）が成立した。

地方分権改革は、地方が自らの判断と責任の下で行財政運営を行うことができる仕組みを構築し、地域の個性を活かし活力に満ちた地域社会を実現するための改革であり、引き続きその強力な推進が必要である。

よって、国においては、真の分権型社会を実現するため、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

（1）義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

地方自治体の自由度を高め条例制定権の拡大を図るため、国による義務付け・枠付けについては、第1次一括法及び第2次一括法に盛り込まれた見直しに

とどまることなく、地方分権改革推進委員会の勧告に沿って廃止を原則として見直しを行うこと。

(2) 国と地方の役割分担の見直しと都道府県から市への権限移譲

国と地方の役割分担を見直し、国から地方に事務・権限及び財源を一体的に移譲すること。

また、「補完性・近接性の原理」に基づき、住民に身近な行政を担う基礎自治体への事務・権限及び財源の移譲を推進するため、第2次一括法に盛り込まれた事項にとどまることなく、地方分権改革推進委員会の勧告どおり都道府県から市への権限移譲を行うこと。

(3) 国の出先機関の廃止・縮小

国の出先機関の廃止・縮小により国と地方の二重行政を解消し、国・地方を通じた行政の簡素化を推進すること。

(4) 国と地方の協議の場の実効性ある運営

国と地方が協議すべき課題は、地方分権改革、東日本

大震災からの復旧・復興、社会保障と税の一体改革など山積しており、今後の協議に当たっては、十分な検討期間の確保、分科会の活用など実効性のある運営を行うこと。

2. 地方議会の機能強化等について

地方議会が住民の負託に応え、その機能を十分に發揮していくためには、議会の自主性・自律性を高め、各議会が地域の実情に応じ、自らの判断により機能行使できる「強い議会」の構築が不可欠であり、そのため、本会はこれまで、議会活動を制約している法令上の諸規定を見直すことを強く求めてきた。

総務省は、本年1月に「地方自治法抜本改正についての考え方」を示し、地方公共団体の基本構造のあり方等については、引き続き検討するとする一方、長が臨時会の招集義務を果たさない場合など当面早急に改善すべき事項等については、速やかに制度化を図るとしたが、この当面早急に改善すべき事項についての地方自治法の一部改正法案は、未だ国会提出がなされていない状況にある。

よって、国においては、当面早急に改善すべき事項について速やかに法改正を行うとともに、引き続き、更なる地方議会の機能強化を図るための法改正を行うよう強く要望する。

記

(1) 当面早急に改善すべき事項に係る地方自治法の改正

「地方自治法抜本改正についての考え方」で速やかに制度化を図るとされている下記事項について早急に法改正を行うこと。

- ①議長等の臨時会の招集請求に対して長が招集しないときは、議長が臨時会を招集することができることとすること。
- ②副知事及び副市町村長の選任を専決処分の対象から除外すること。
- ③条例・予算の専決処分について議会が不承認としたときは、長は条例改正案の提出、補正予算の提出など必要な措置を講じなければならないこととすること。
- ④長は、条例の送付を受けた日から20日以内に再議に付す等の措置を講ずる場合を除き、当該条例の公布を行わなければならないこととすること。

(2) 更なる地方議会の権能強化

今後の地方自治法の抜本改正においては、本会がかねてから求めてきた下記事項について、その実現を図ること。

- ①地方議會議員の職責・職務について地方自治法に規定するなど、地方議會議員の法的な位置付けを明確にすること。
- ②議長に議会招集権を付与すること。
- ③議会の予算修正権を全面的に認めることとし、地方自治法第97条第2項ただし書の制限規定を削除すること。
- ④議長に議会費予算執行権を付与すること。
- ⑤議決を要する契約の種類・金額、また財産の取得・処分に係る面積・金額要件については、各自治体で独自に定めることができるようすること。
- ⑥市が出資している法人の経営状況の議会への報告については、市が2分の1以上を出資している場合に限り義務付けているが、この基準を4分の1以上に拡大すること。

（3）地方議会議員選挙における法定ビラ頒布の制度化

地方議会議員選挙における住民と候補者の接点の拡大と政策本位の選挙の推進を図るため、公職選挙法第142条に規定する法定ビラの頒布を地方議会議員選挙においても認めること。

3. 消防防災体制の充実強化について

近年、火災をはじめとする災害の態様は複雑・多様化の傾向にあり、加えて、地震・風水害等の大規模な自然災害が多発している。

未曾有の被害をもたらした東日本大震災においては、被災自治体の消防機関や全国各地からの緊急消防援助隊により懸命な消火・救助・捜索活動が行われ多くの人命が救出されるなど、消防防災体制の重要性が改めて認識された。

各市町村は、火災や自然災害等から住民の生命・身体・財産を守るため、総合的な消防防災体制の整備に努めているところであるが、今後も広く住民の期待に応えるためには、消防防災体制の更なる充実強化が必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

(1) 消防防災施設・設備整備に対する財政措置の充実

消防防災体制の充実を図るため、防災拠点施設、消防水利施設、緊急消防援助隊施設等の消防防災施設・設備整備に対する財政措置を充実強化すること。

(2) 消防広域化事業に対する財政措置の充実

広域化対象市町村が広域消防運営計画達成のため
実施する事業に要する経費に対し、引き続き必要な財政
措置を講ずること。

4. 過疎地域の自立促進について

昨年「過疎地域自立促進特別措置法」の失効期限が延長され、併せて過疎地域の要件追加、過疎対策事業債をはじめとする特別措置の拡充等が図られたところである。

しかしながら、過疎地域においては、依然として人口減少と少子・高齢化が特に顕著であり、多くの地域が消滅の危機に瀕しているため、引き続き過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を行い、住民の暮らしを支える政策を確立することが必要不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

(1) 過疎地域に対する財政措置の充実

過疎地域の自立促進に必要な財源である過疎対策事業債及び辺地対策事業債の所要額を確保するとともに、税源の乏しい過疎地域の安定的な財政運営が可能となるよう地方交付税上特段の措置を講ずること。

(2) 税制の抜本的改革等に当たって過疎地域への配慮

税制の抜本改革及び補助金の一括交付金化に当たつては、過疎地域の行財政運営等に十分配慮すること。

5. 合併市町村に対する支援の拡充について

地方はこれまで自主的な市町村合併の推進に鋭意努力してきたところである。

しかしながら、各市町村は合併後の行財政運営等において、様々な問題を抱えており、更なる支援措置の充実強化が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

(1) 合併市町村に対する財政措置の充実等

- ①合併特例債の所要額を確保するとともに、元利償還金の普通交付税算入率を引き上げること。
- ②合併市町村に対する普通交付税算定の特例措置を確実に実施すること。
- ③東日本大震災により被災した合併市町村における復興計画の期間等を勘案し、合併特例債の適用期限をさらに延長すること。

また、東日本大震災の被災地以外の合併市町村における合併特例債についても震災に伴い施設建設計画

の見直しなどの影響が生じていることから適用期限を延長すること。

(2) 今後合併する市町村に対する支援

今後合併する市町村に対しても、十分な財政支援措置を講ずること。

(3) 合併が困難な市町村に対する支援

地理的な理由等により合併が困難な市町村に対しては、地方交付税等による財政支援措置の拡充強化を図ること。

6. 基地対策関係予算の確保等について

我が国の安全保障政策の推進には、基地の安定使用が前提であり、基地周辺住民の理解と協力が不可欠である。

そのため、基地関係市町村は、基地周辺住民の生活環境の整備や住民福祉の向上等、諸施策の充実に懸命の努力を傾注しているところである。

しかしながら、基地関係市町村の行財政運営は、基地の所在に伴う特殊な財政需要の増大等により、大変厳しい状況にある。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

(1) 基地交付金・調整交付金の所要額確保等

基地交付金・調整交付金は、固定資産税の代替的性格及び基地が所在することによる市町村の財政需要を踏まえ交付されていることに鑑み、その所要額を確保すること。

また、自衛隊が使用する全資産を基地交付金の対象資産とすること。

(2) 基地周辺対策事業の充実強化

基地周辺対策事業については、事業仕分けの結果等を踏まえ、より使い勝手をよくするため、補助対象施設・範囲の拡大等の適用基準の緩和を図るとともに、基地周辺対策経費の所要額を確保すること。

(3) 補助金の一括交付金化について

基地交付金・調整交付金及び基地周辺対策経費は、地方税の代替的性格及び国家補償的性格に鑑み、一括交付金化（市町村分）の対象としないこと。

(4) 日米地位協定の抜本的な見直し

在日米軍基地から派生する事件・事故等、また基地に起因する環境問題から国民の生命・財産を守るため、日米地位協定については、不斷の運用改善に努めつつ抜本的な見直しを行うこと。

7. 治安対策の強化等について

我が国は世界で最も安全な国と言われ、いわゆる「安全神話」を国民誰しもが当然に受け止めていた。

しかし、近年の犯罪は、国際化、広域化、低年齢化が進むとともに、インターネットを利用した犯罪が増加するなど、複雑化、多様化している。さらに、各地で無差別犯罪が続発し、平穏な市民生活への重大な脅威となっている。

また、北朝鮮による拉致問題に関しては、依然として安否未確認の拉致被害者問題など、多くの課題が残されている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

(1) 治安対策の強化

①暴力団等による組織犯罪、銃器使用の凶悪犯罪や薬物組織犯罪への取り組みを強化するとともに、留置場・拘置所など治安関係施設を整備拡充すること。

また、犯罪防止の観点から入国管理体制を強化すること。

②地方警察官の増員と人口密集地域や犯罪多発地域への重点配備を図るとともに、更なる交番・駐在所の整備を図ること。

(2) 拉致問題の全容解明と早期解決

北朝鮮による一連の拉致事件は、我が国の国家主権と国民の基本的人権にかかわる重大な問題であることから、事件の全容解明と早期解決に向けて、全力で取り組むこと。

また、拉致被害者とその家族の支援策の充実を図ること。

8. 北方領土返還について

歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島からなる北方領土は、我が国固有の領土であり、ロシア連邦からの早期返還の実現は日本国民の一致した願いである。

また、今後、日露両国が平和条約を締結して安定的な日露関係を構築するためには、北方領土問題の早期解決が不可欠である。

しかしながら、昨年来、メドベージェフ大統領をはじめロシア政府高官が相次いで北方領土を訪問するなど、ロシア側が強い姿勢を示しており、極めて深刻な事態となっている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

(1) 早期の返還実現

北方領土の早期の返還を実現するため、積極的な対露外交交渉を展開するとともに、より一層の国民世論・国際世論の喚起を促すための啓発活動や北方四島在住民との相互交流・理解の増進、さらには返還要求

運動の後継者育成等に取り組むこと。

(2) 北方領土隣接地域の振興対策

北方領土問題が未解決であることにより、地域の望ましい発展が阻害されている北方領土隣接地域の疲弊を解消するため、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」に基づく北方領土隣接地域の振興対策等を促進すること。

また、北方領土元居住者に対する援護対策を速やかに実施すること。

9. 人権救済制度の確立について

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、これまで人権に関する各種の施策が講ぜられてきたが、今日においても、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別、子どもや高齢者等に対する虐待などの人権侵害が繰り返されている。

また、最近においては、インターネットを使用したプライバシーの侵害や差別表現の流布など、新たな人権侵害も増加している。

よって、国においては、人権問題の解決に向けて、人権教育及び人権啓発を推進するとともに、実効性のある人権救済制度を確立するよう強く要望する。